

千葉県がん診療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 都道府県がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発0801第16号)に基づき、千葉県の全ての地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院と協働して、千葉県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会は、国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、千葉県がん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、千葉県における対策を強力に推進する役割を担う。

(協議事項)

第2条 協議会は、千葉県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項について協議し、県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保するものとする。

(1) 地域の実状に応じて、医療機関間の連携が必要な医療等について、県内のがん診療連携拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

(2) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせの調整・決定に関すること。

(3) 千葉県内のがん診療連携拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等の共有、分析、評価、公表、並びに、千葉県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画の立案・実行に関すること。

(4) 院内がん登録実務者の支援を含め、千葉県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に関すること。

(5) 千葉県における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制、並びに、がん診療連携拠点病院等の間の情報共有や役割分担を含む連携体制の整備に関すること。

(6) 特定機能病院である拠点病院等と連携し、千葉県におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整に関すること。

(7) 千葉県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画の作成に関すること。

(8) 千葉県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報の集約、医療機関間での共有及び広報に関すること。

(9) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(以下「国協議会」という。)との体系的な連携体制に関すること。

(10) 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に県内で共有・実践される体制の整備に関すること。

(11) 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、千葉県や各がん医療圏におけるBCPに関すること。

(12) 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からの検討・体制整備に関すること。

(13) その他、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者
 - (2) 千葉県の地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院の代表者
 - (3) 千葉県がん診療連携協力病院の代表者
 - (4) 関係行政機関の代表者
 - (5) その他次条第1項に規定する会長が適当と認める者
- 2 協議会には顧問を置くことができる。
- 3 第1項第4号及び第5号の委員は次条第1項に規定する会長が委嘱する。
- 4 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 5 第1項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項第1号、第2号及び第3号の代表者は、必要がある場合は、当該代表者の所属する機関に属する者に委員を委任することができる。

(会長及び会長補佐)

第4条 協議会に会長及び会長補佐を置く。

- 2 会長は、前条第1項第1号に規定する委員とする。
- 3 会長補佐は、協議会の委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員に事故があるときは、当該委員の所属する機関に属する者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の全会一致で決するものとする。ただし、議長が必要であると認める場合は、過半数で決することができる。この場合において可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会には専門的事項の検討を分掌させるため、別表に定める専門部会を設置するものとする。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が任命する。
- 3 専門部会に部会長を置き、協議会の委員または協議会が推薦する者のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、専門部会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 専門部会には、部会長が指名する部会長補佐を置くことができる。
- 8 第2項の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会及び専門部会の事務局は、都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。
- 2 都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院がない期間については、会長に代えて会長代行を置く。
- 3 会長代行は、協議会の委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長代行は、会長の職務を代行する。
- 5 第7条の規定にかかわらず、都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院がない期間については、協議会及び専門部会の事務局は、千葉県がんセンターに置く。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年5月25日から施行する。
- 2 改正後の千葉県がん診療連携協議会設置要綱施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(附則)

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年2月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年8月6日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

専門部会名
教育研修専門部会
院内がん登録専門部会
相談支援専門部会
緩和医療専門部会
地域連携・臓器別腫瘍専門部会
PDCA サイクル専門部会
小児がん専門部会